

## 福島県福祉サービス第三者評価結果表

### ①施設・事業所情報

名称：福島県かえで荘		種別：障害者支援施設	
代表者氏名：園長 大輪文子		定員（利用人数）：100（91）名	
所在地：福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原189-1			
TEL：（代）0248-25-3106		ホームページ： <a href="http://fukushima-sj.jp/taiyo_kaede/index.html">http://fukushima-sj.jp/taiyo_kaede/index.html</a>	
<b>【施設・事業所の概要】</b>			
開設年月日 昭和55年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 福島県社会福祉事業団			
職員数	常勤職員：	47名	非常勤職員 7名
専門職員	園長	1名	医師 2名
	サービス管理責任者	2名	看護職員 1名
	生活支援委員	39名	生活支援員 2名
	栄養士	1名	事務員 2名
	看護職員	2名	
	事務員	2名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）	
	居室28（個室2）、浴室2、食堂1、スタッフルーム2、事務室1、デイルーム2、多目的ホール1、多目的ルーム1、会議室1、リネン室2、面会室1、洗濯室2	スプリンクラー、ボイラー、屋内消火栓、リフト浴2、防火扉2、冷房設備（居室、デイルーム、脱衣室、食堂、会議室など）、暖房設備全室	

### ②理念・基本方針

<p><b>【スローガン】</b> 『お客様の願いや思いの声に耳を傾ける心優しい支援』</p> <p><b>【基本方針】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 権利擁護を推進する充実した組織づくり</li> <li>2 お客様本位のサービスの提供と一人ひとりの満足度の向上</li> <li>3 安全、安心な支援と快適な居住環境の提供</li> <li>4 地域福祉の推進とセーフティネットの充実</li> <li>5 全職員によるコスト意識の高揚と経費削減の推進</li> </ol>
---

### ③施設・事業所の特徴的な取組

- ・指定障害者施設として、身体や知的、精神の障がいにより常に介護を必要とする方を受け入れ支援を行っている。支援方法については、障がいの程度に応じて職員で話し合わせ個別に対応している。また、状態変化等みられた場合はすべての職員が速やかに対応できるよう情報の共有化を図っている。
- ・基本方針である「権利擁護を推進する充実した組織づくり」に向けて、「障がい者差別解消法」に対する取り組みの推進として職員行動規範をもとに月別目標の行動規範を掲げ、職員一人ひとりが利用者に対して傾聴する姿勢を持ち、利用者の意思及び人格を尊重したサービスの提供および虐待の防止に向けてのチェック体制など積極的に取り組んでいる。
- ・地域移行に向けて、グループホーム見学や体験入所などへの積極的な取り組みを行っている。
- ・利用者の意見や要望等への対応について、年度初めに外出の年間計画を立案している。障がいの程度に応じたグループごとにマイクロバス、公共機関を利用しての外出を通して、利用者が楽しめる場の提供など積極的な取り組みが行われている。

### ④第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年5月25日（契約日） ～ 平成28年11月14日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	初回（平成 年度）

### ⑤第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

### ⑥総評

#### ◇特に評価の高い点

#### 《組織的な研修体系と新人職員の育成》

○法人事務局と施設が連携してキャリアパスに沿った組織的・体系的な階層別研修や専門研修が実施され、新任（転任）職員には、施設内部研修としてエルダー制度を導入した人材育成プログラムが策定され、月別の達成目標項目を設定することにより、新任（転任）職員とエルダー職員双方で理解度や達成度を評価しながら職務遂行能力の向上に努めている。

（※エルダー制度とは、新入職員へ先輩職員が教育係（エルダー）となって、2人1組での新入職員への指導や職場生活上での相談役となること。）

#### 《総合的な人事管理》

○職員の育成及び能力発揮の高揚を図るため、人事考課実施要領を定め、客観性を重視した業務管理、人事評価、総合評価の結果をもとに、人事運営及び給与に関する

公正な基礎資料としている。また、キャリアパス制度を導入し、職位や職階に応じて求められる役割や能力、習得すべきスキルや業務知識、昇給や給与の対応基準等について明示することにより職員個々のキャリア形成と労働意欲の向上に努めるなど、職員自身が将来像を描ける取組みを行っている。

《健康管理の充実》

○健康管理表で利用者の健康状態が把握され、職員全体で共有されている。また、必要に応じ歯科医院での歯石除去や歯茎マッサージなどの口腔ケアで感染予防対策に努めている。専門的な治療を要する場合は家族の意向を確認して、大学病院や総合病院へ通院支援している。日常生活の中では朝、昼にラジオ体操を実施し、車いす利用者へは膝や足つま先の曲げ伸ばしを行うなど健康の維持、増進を図っている。薬の取り扱いでは、配薬のチェック体制の見直しでトリプルチェックを実施した結果、平成25年から誤薬はみられていない。

◇改善を求められる点

《施設による地域貢献》

○施設が地域の福祉避難所に指定されていることなどを考慮して地域住民ニーズや地域課題の把握に努め、施設と地域とのかかわり方に関する基本方針を策定し、さらに、ボランティアの支援体制等を整備・強化して、イベント等への参加だけでなく、近隣の市町村、商工会、社会福祉施設、学校等と協同した地域福祉向上の中核的役割を担う取組みを期待したい。

《みえる化の前提となるマニュアルの整備・見直し》

○職員の倫理綱領第6条にプライバシーの保護が掲げられているが、特化したマニュアルは策定されておらず、職員倫理綱領自己チェック集計表でも職員自身が利用者のプライバシー保護について意識の向上を図る必要性を感じていることが示されている。今後は利用者のプライバシー保護マニュアルを策定し、安全やプライバシーの保護の観点から入浴介助マニュアルの見直し、排泄用具の使用に関する衛生や防臭を考慮したマニュアルや夜間就寝中の利用者に対する対応マニュアル等の整備が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

評価を真摯に受け止め、引き続き障害者の福祉向上に努めます。

ご指摘いただきました改善を要する事項につきましては、施設と法人が連携して鋭意改善に努めます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。